

○ 提出事件

予 算 案	6 件
決 算 認 定	1 1 件
条 例 案	6 件
単 行 案	6 件
報 告	1 0 件
以 上	3 9 件

〔 条 例 案 〕

議案第 8 6 号 豊橋市犯罪被害者等支援条例

(安全生活課)

犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号）に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定めることにより、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定するもの

1 基本理念

- (1) 犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けないよう配慮する。
- (2) 犯罪被害者等が必要な支援を公正かつ迅速に提供する。
- (3) 市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携を図り、協力して取り組む。

2 責務

(1) 市の責務

基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し実施する。

(2) 市民の責務

基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援の必要性の理解を深め、二次被害が生じないよう配慮し、地域社会で孤立させないようにする。

(3) 事業者の責務

基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援の必要性の理解を深め、二次被害及び再被害が生じないよう配慮する。また、雇用する犯罪被害者等の就業に配慮する。

3 施策

市は、犯罪被害者等支援のため、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 相談・情報の提供等
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 日常生活の支援
- (4) 精神的な被害の軽減又は回復
- (5) 居住及び就労の支援
- (6) 広報及び啓発
- (7) 人材の育成

(令和 8 年 1 0 月 1 日から施行)

議案第 8 7 号 豊橋市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

(市民協働推進課)

地方自治法施行規則の一部改正（令和 8 年総務省令第 8 6 号。令和 8 年 6 月 3 0 日公布）により、条例で引用する省令の条項が変更されたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和 8 年 1 0 月 1 日から施行)

議案第 8 8 号 豊橋市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

(行政課)

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 2 3 7 号。令和 7 年 7 月 2 日公布）による地方自治法施行令の一部改正に伴い、条例で引用する政令の条が繰り下げられたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(公布の日から施行)

(動植物園)

寄附金を原資として豊橋総合動植物公園における保全活動、教育普及活動及び調査研究の充実並びにこれらを行う人材の育成を図る基金を設置するため、地方自治法第 2 4 1 条の規定に基づき新たに条例を制定するもの

(公布の日から施行)

議案第 9 0 号

豊橋市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(子育て支援課・障害福祉課)

医療費助成に係る資格情報の確認について個人番号カードを用いる方法を追加することに伴い、所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

○ 関係条例

- ・ 豊橋市子ども医療費の助成に関する条例
- ・ 豊橋市障害者医療費の助成に関する条例
- ・ 豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例

(令和 9 年 3 月 1 日から施行)

議案第 9 1 号

豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(障害福祉課)

医療費助成に係る資格情報の確認について個人番号カードを用いる方法を追加すること及び助成の申請権者を受給資格者本人とすることに伴い、所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

(公布の日から施行。ただし、資格確認方法の追加に係る部分は、令和 9 年 3 月 1 日から施行)

〔 単 行 案 〕

議案第 9 2 号 工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

1 工 事 名 岩田小学校北校舎長寿命化改良工事

2 工 事 内 容 ・鉄筋コンクリート造 3 階建
延べ床面積 2, 6 6 0 m² (改修部分)

区 分	室 名
1 階	理科室、理科準備室、特活室 (4)、教材準備室、用務員室、配膳室、便所
2 階	普通教室 (5)、被服室、調理室、調理準備室、配膳室、便所
3 階	普通教室 (5)、図書室 (2)、配膳室、便所

・内部改修 一式

・外部改修 一式

3 落札年月日 令和 8 年 6 月 2 2 日

4 契約価格 5 1 7, 0 0 0, 0 0 0 円

(予定価格 5 2 5, 9 1 0, 0 0 0 円)

落 札 率 9 8 . 3 %

5 請 負 人 (株) 花田工務店

6 契約方法 一般競争入札 (総合評価落札方式) (応札 3 社)

議案第 93 号 工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

1 工 事 名 青陵中学校南校舎長寿命化改良工事

2 工 事 内 容 ・鉄筋コンクリート造 3 階建

延べ床面積 1, 8 5 3 m² (改修部分)

区 分	室 名
1 階	普通教室(3)、図書室、美術室、美術倉庫、 学習室、防災倉庫、便所
2 階	普通教室(4)、国際教室、学年室、理科室、 理科準備室、倉庫、便所
3 階	音楽室

・内部改修 一式

・外部改修 一式

3 決定年月日 令和 8 年 6 月 2 6 日

4 契約価格 2 3 9, 8 0 0, 0 0 0 円

(予定価格 2 4 0, 6 8 0, 0 0 0 円)

決定率 9 9 . 6 %

5 請 負 人 (株) ライフ建設

6 契約方法 随意契約

議案第 9 4 号 議決事項中変更について

(令和 7 年第 6 7 号議決 工事請負契約締結について(高豊中学校ほか 3 9 校体育館等冷暖房設備設置工事(基本及び実施設計・工事監理業務付)))

(契約検査課・教育政策課)

令和 7 年 5 月 1 6 日締結の高豊中学校ほか 3 9 校体育館等冷暖房設備設置工事(基本及び実施設計・工事監理業務付)請負契約について、議決事項中契約価格の変更を求めるもの

1 変更前契約価格	3, 6 9 6, 0 0 0, 0 0 0 円
変更後契約価格	3, 7 2 2, 0 6 6, 7 0 0 円
(差引き)	2 6, 0 6 6, 7 0 0 円増

2 変更理由及び内容

配管の壁貫通処理時の X 線探査を追加する変更、武道場の室内機にフィルタ昇降装置を追加する変更、二川中学校体育館の室内機を支持する鋼材を追加する変更等が必要になったことにより、契約変更をするもの

3 請負人 中部・技術サービス・神野・日総建特定建設工事共同企業体

議案第 9 5 号 議決事項中変更について

（令和 7 年第 6 8 号議決 工事請負契約締結について（羽田中学校ほか 3 3 校体育館等冷暖房設備設置工事（基本及び実施設計・工事監理業務付）））

（契約検査課・教育政策課）

令和 7 年 5 月 1 6 日締結の羽田中学校ほか 3 3 校体育館等冷暖房設備設置工事（基本及び実施設計・工事監理業務付）請負契約について、議決事項中契約価格の変更を求めるもの

1 変更前契約価格	3, 2 4 5, 0 0 0, 0 0 0 円
変更後契約価格	3, 2 7 0, 5 3 7, 6 0 0 円
（差引き）	2 5, 5 3 7, 6 0 0 円増

2 変更理由及び内容

配管の壁貫通処理時の X 線探査を追加する変更、武道場の室内機にフィルタ昇降装置を追加する変更、豊城中学校体育館に防護ネット付きの配管用の架台を追加する変更等が必要になったことにより、契約変更をするもの

3 請負人 中部・技術サービス・神野・日総建特定建設工事共同企業体

議案第 9 6 号 公平委員会委員の選任について

(行政課)

公平委員会委員の福井敬が令和 8 年 9 月 3 0 日で任期満了となるため、後任者の選任について、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求めるもの

参 考	定 数	3 人
	任 期	4 年

議案第 9 7 号 教育委員会委員の任命について

(教育政策課)

教育委員会委員の中島美奈子が令和 8 年 9 月 3 0 日で任期満了となるため、後任者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるもの

参 考	定数	4 人
	任期	4 年

〔 報 告 〕

報告第 2 5 号 令和 7 年度豊橋市内部統制評価報告書について

(行政課)

地方自治法第 1 5 0 条第 6 項の規定により、内部統制に関する評価報告書を議会へ提出するもの

1 整備及び運用に関する事項

本市は、令和 2 年 4 月 1 日に「豊橋市内部統制基本方針」を策定し、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。

2 評価手続

令和 7 年度を評価対象期間とし、令和 8 年 3 月 3 1 日を評価基準日として、国のガイドラインに基づき内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

全庁的な内部統制は評価基準日において有効に整備され、かつ、運用されていたが、業務レベルの内部統制は有効に整備されているものの、運用上の重大な不備を把握したことから、本市の内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断した。

4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備 1 件について、必要な対応策を講じた。

5 付記事項

令和 6 年度における運用上の重大な不備 1 件について、必要な対応策を講じた。

(行政課)

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、出資法人の経営状況について議会に報告するもの

法人名	出資比率
豊橋市土地開発公社	1 0 0 . 0 %
(公財) 豊橋市国際交流協会	9 9 . 0 %
(公財) 豊橋市学校給食協会	8 3 . 3 %
(株) 道の駅とよはし	6 5 . 0 %
(公財) 豊橋みどりの協会	6 2 . 8 %
(公財) 豊橋文化振興財団	5 1 . 2 %
(株) 東三河食肉流通センター	3 7 . 6 %
(公財) 豊橋市スポーツ協会	3 7 . 3 %
豊橋駐車場 (株)	3 4 . 9 %
穂の国とよはし電力 (株)	3 3 . 4 %
三河港コンテナターミナル (株)	3 3 . 3 %
豊橋ステーションビル (株)	2 5 . 0 %
(株) 豊橋まちなか活性化センター	2 5 . 0 %

報告第27号 専決処分の報告について

(契約検査課・住宅課・教育政策課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

1 (1) 専決年月日 令和8年8月12日

(2) 変更する議決 令和6年第127号議決

工事請負契約締結について(西口住宅建設工事(第3期))

(3) 変更内容

契約価格	変更前	1,846,931,900円(※)
	変更後	1,850,664,200円
	差引き	3,732,300円

・インフレスライド条項の適用等のため

(※) 令和8年議案第62号(議決事項中変更について)において、変更した後の価格

2 (1) 専決年月日 令和8年8月12日

(2) 変更する議決 令和6年第128号議決

工事請負契約締結について(西口住宅建設に伴う電気工事(第3期))

(3) 変更内容

契約価格	変更前	247,500,000円
	変更後	251,996,800円
	差引き	4,496,800円

・ハンドホール及び配線の数量の変更等のため

- 3 (1) 専決年月日 令和8年8月12日
- (2) 変更する議決 令和6年第129号議決
工事請負契約締結について（西口住宅建設に伴う管工事（第3期））

(3) 変更内容

契約価格	変更前	291,500,000円
	変更後	309,350,800円
	差引き	17,850,800円

- ・インフレスライド条項の適用等のため

- 4 (1) 専決年月日 令和8年8月12日
- (2) 変更する議決 令和7年第113号議決
工事請負契約締結について（岩田小学校中校舎長寿命化改良工事）

(3) 変更内容

契約価格	変更前	434,500,000円
	変更後	447,324,900円
	差引き	12,824,900円

- ・外壁クラック処理等の施工数量の変更等のため

報告第 28 号 専決処分の報告について

(住宅課)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている市営住宅の家賃等の支払及び明渡しに係る訴えの提起について、同条第 2 項の規定により報告するもの

市営住宅の家賃等の支払及び明渡し

専決年月日	令和 8 年 8 月 6 日
事件の概要	相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の市営住宅の家賃及び駐車場使用料を滞納しているため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、修繕費用、賃貸借契約解除後の使用損害金及び滞納駐車場使用料の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所豊橋支部へ提起したものである。
専決処分時の 滞納状況	滞納月数 8 月分（家賃） 5 月分（駐車場使用料）

(収集業務課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- | | |
|-------------|--|
| 1 (1) 専決年月日 | 令和8年8月4日 |
| (2) 損害賠償の額 | 515,000円 |
| (3) 事故の概況 | 令和8年3月26日午前11時30分頃、豊橋市向草間町字北新切121番2地先の市道上において、本市職員（環境部収集業務課）の運転するごみ収集車が対向車両を避けるため後退したところ、後ろで停車していた相手方所有の軽乗用自動車に誤って接触し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%) |
| 2 (1) 専決年月日 | 令和8年8月4日 |
| (2) 損害賠償の額 | 40,990円 |
| (3) 事故の概況 | 令和8年4月23日午後1時20分頃、豊橋市三ノ輪町五丁目1番地先の交差点において、本市職員（環境部収集業務課）の運転する軽貨物自動車が片側二車線の右車線を直進しようとしたところ、隣の車線を走行していた相手方所有の小型乗用自動車が安全確認を怠って右折してきたため、相手方車両と衝突したもの
(豊橋市過失割合 20%) |
| 3 (1) 専決年月日 | 令和8年8月4日 |
| (2) 損害賠償の額 | 37,400円 |
| (3) 訴訟の経過等 | 令和8年4月24日午前10時40分頃、豊橋市東赤沢町字竜下312番地先の市道上において、本市職員（環境部収集業務課）の運転するごみ収集車が、駐車していた相手方所有の普通貨物自動車の横を通過しようとしたところ、誤って接触し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%) |